

平成8年第3回沼田町議会定例会会議録（2日目）

平成8年9月19日（木）午後14時33分開会

1 出席議員

議長	4番 吉尾政春 議員	1番 谷口清治 議員
	2番 橋場 守 議員	3番 大沼恒雄 議員
	5番 吉田俊一 議員	6番 吉田好宏 議員
	7番 森井章夫 議員	8番 横山峯生 議員
	9番 野 道夫 議員	10番 久保 寛 議員
	11番 山木一男 議員	12番 杉本邦雄 議員
	13番 室田俊朗 議員	14番 中村 進 議員
	15番 山田英次 議員	

2 欠席議員

16番 伊藤 初 議員

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	篠田久雄 君	農業委員会	小西義光 君
教育委員会	山本秀雄 君	会 長	
委員長			

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西田篤正 君	収入役	篠田繁彦 君
総務課長	市橋忠晴 君	財政課長	平木昭良 君
産業課長	矢野 潔 君	水道課長	清水勝之 君
民生課長	半田昭雄 君	振興室長	中村幸雄 君
建設課長	藤間 武 君	和風園園長	三上洋一 君
旭寿園園長	松田 剛 君	デイサービスセンター	片桐俊男 君
		所 長	

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	久本博美 君	次 長	野原耕次 君
-----	--------	-----	--------

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石脇敏彦君 書記 三浦 剛君

席

午後14時33分 開会

(開議宣言)

○議長（吉尾政春議長） 定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 会議録署名議員の指名を行います。会議署名議員は会議規則第120条の規定により、8番、横山議員、11番、山木議員を指名致します。

○議長（吉尾政春議長） 日程第8、議案第42号、平成8年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第42号、平成8年度沼田町一般会計補正予算について。平成8年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成8年9月18日提出、沼田町長。

別冊の補正予算第2号を。第1頁でございますが、この表紙ですね、これは差し換えさせてもらいましたので、宜しくお願いしたいと思います。

平成8年度沼田町一般会計補正予算（第2号）。平成8年度沼田町一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,292千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,689,866千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

一時借入金の補正でございます。

第2条、一時借入金の借入の最高額を200,000千円を追加し、一時借入金の借入の最高額を17,000,000千円とする。

平成8年9月18日提出、沼田町長。

歳出の方から説明致します。

12頁をお開き下さい。2款の総務費の5目の財産管理費、42千円の減額でございますが、工事請負費

で共成公営住宅跡地の整備工事費を計上したのと、公有財産購入費で恵比島地区のJR精算事業団の用地購入費の執行残の減額ということでございます。

12目の振興費は、工業団地草刈りの賃金と委託料の組み替えでございます。

22目生涯学習総合センター費ですが、中山三代次氏から1,000千円の寄付があったということでの増額でございます。

次、3款の民生費、1項1目の社会福祉総務費の367千円の補正ですが、金婚祝にかかるとの経費の増額ということで、報償費と需要費でそれぞれ増額しております。それから積立金で社会福祉基金指定寄付があったので、90千円の増額をしております。

7目のディサービスセンター費でございますが、厨房用の冷蔵庫購入のため旭寿園と案分して載せてございます。

13頁、2目の児童福祉施設費は、平成7年度の措置費返還金を計上しました。

4款の衛生費、環境衛生費の160千円の増額ですが、これは藤沢墓園の東屋の修繕費を計上しました。

7款、農林水産業費の1目農業委員会費は、農業委員退任に伴う報償金を計上しました。

7目の農道整備費ですが、工事請負費と公有財産購入費を事業費の中で組み替えたということでございます。

14頁、農産加工場費でございますが、37,733千円の補正はカニみその瓶詰めの加工の原材料の購入のためのもので各節それぞれ計上しております。

15目の農業構造改善費の270千円は、米バラ施設の竣工経費及び水道加入負担金ということで計上しております。

林業費の林業振興費の150千円は、キツネ捕獲用のカゴの購入費用ということで計上しております。

7款の商工費でございますが、夜高会館費は会館の下水道の配管修繕費用でございます。

15頁、8款土木費、2目道路新設改良費の605千円ですが、補助対象事業費の確保ということで、工事費の増と更に委託料に組み替えたということでございます。

1目の住宅管理費ですが、緑町公営住宅建替の移転補償に伴いまして、需要費と工事請負費、負担金・補助及び交付金と、補償・補填及び賠償金をそれぞれ費目を振り替えてございます。

10款の教育費でございますが、3項1目学校管理費の2,400千円の増ですが、沼田中学校グラウンド改修設計費用と、中学校の除雪機の購入のため備品費に計上しております。

16頁、社会教育費の文化振興費、400千円の増ですが、子供文化劇場の経費増額によるものでござい

ます。

保健体育総務費の体育施設費につきましては、桜づつみパークゴルフ場の草刈り委託料、更に植栽工事ということで載せてございます。

スキー場管理費ですが、ブル借上料の増額、更に4目の海洋センター費の870千円の減は、臨時職員が辞めたということで減額計上しております。

次に歳入の方に戻ります。8頁をお開き願います。

7款、地方交付税は全体のバランスをとりまして924千円の減額をしております。

11款の国庫支出金でございますが、緑町の団地建替えの助成事業ということで10千円の増額になっております。

12款の道支出金、商工振興補助金で、夜高あんどん祭り20周年記念事業の経費が地方振興奨励費ということで入ってきていますので、新規で上げてございます。

9頁、財産収入で不動産売払収入ですが、宇沼田1の雑種地を売買したということでございます。

それから生産物の売払収入で、先程農産加工の経費として出てきましたが、それに伴う売払収入を39,749千円計上しました。

14款の寄付金で総務費寄付金で1,000千円の収入と、民生費寄付金で社会福祉指定寄付金で90千円の収入の増となっております。

10頁、繰入金でございますが観光振興基金の繰入金、これは当初夜高20周年の行事に使うということで果実を取らずしてございますが、道支出金より見込まれましたので、その分を減額しております。

17款の諸収入ですが、雑入で芸術文化公演事業ということで、子供文化劇場の方で400千円の増がありました。その分の400千円が入ってきたのと、化石等の取扱収入でレプリカ等の作成の関係で施設の使用料ということで、717千円の雑入ということでございます。

以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番。

○9番（野議員） 一般会計の7款のディサービスセンター費の補正増の45千円、これ課長の方から購入されたのかそれともこれからされるのか、どちらかちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（吉尾政春議長） 所長。

○ディサービスセンター所長（片桐 俊男所長） これから購入する部分でございます。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 課長の説明では、購入したということを使ったものですからちょっと今お伺いしたんですけども、もしされるのであれば沼田町にも電気屋さんありますから、なるべくひとつ沼

田町の方から購入するようお願いをしたいと思って今お伺いしたんですけども、まだ購入されていないというのであればこれからのことですからお願いしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） まず、一時借入金を増やせばそれだけ余分利息をいくら低利になっているといっても利息は払わなければならない訳です。何故2億円も一時借入の限度額を増やさなきゃならんのか、その理由ですね。やはり、収入をきちっと時期までちゃんと入れるような努力をすれば、これは増やさなくて済むことであるんだけど、そういう理由をひとつお知らせを頂きたい。

それから8頁、今財政課長、全体のバランスを取るために地方交付税を減額したと言うんです。我々地方自治体としては、地方交付税というのは絶対増やせという立場でやらなきゃならないんです。それを全体のバランスを取るために減らすとか、我々はもっと増やせといわなきゃならないところから減らしていくというのは、ちょっとおかしいような感じするんです。もし減らさないで、これ別な事業やるように言った方が当たり前の事ではないかと思うんですが、それはどういう事なんですか。

それから12頁、これはここにはないんですけど、ほたるの里の掲示板ありますね、何基かついているんですけども、これはほたるの里と書いて下に小さなどこどこ、どこと書いてありますけど、ここから何キロとも何も書いてないんです。ところが夜ライト、こう両方からライトアップしているんです、町民の皆さんから言ったら「あんなもの電気付けてどうなるの」と言うんです。それで1基どれぐらい電気料かかるのか知らないけども、いらないのでないかと思うんです。紫の、遠くから見たら何か光っていて、何かちょっと綺麗なんですけどあまり昼間でも見ないし、それからほたるの里だけなんです。下になんぼ何キロとか何も書かさっていないですから、あれは昼間だけでいいんじゃないかというふうに今感じて、電気いらないのでないかこう思っているんですけど、どういう考え方を持っておられるか。

それから生涯教育の問題なんですけども、色々と社会教育だけいろいろなことで生涯教育進めています、サークルや何か色々育成しながら。ところが今年、そういう団体やなんかにも関係なく趣味でいろいろな事をやっている人がいるんです。例えば女の方で人形作っているとか、それから絵をやったりとか、そういう人がいまして、その人達がたまたまばあちゃんの80歳の誕生日祝いだと、長生きしたので祝いでせっかく作っているやつを親戚、孫も集めて兄弟、親戚、孫を集めてほたる館に行って1泊して、それを展示したいと思ったら展示してもらえないんです、なかったらしいんです。で、お金払いますからといったけども、自分の泊まる部屋だとか、それから例えば宴会やる場所だったらいいですよということらしいんです。これじゃあまりにも可愛そうな感じします。やっぱりせっかく趣味でいろいろな事をやっている人をそういう機会に、そういうホールやなんかにも自分たちで貼りますし

、片づけますと言うんだけどそれが実現しなかったらしいんです。そういうこともやはり、是非生涯教育の中に位置づけて、是非積極的にやってもらった方がいいんじゃないかと思うんですけど、そういう点にちょっと考え方をお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） まず最初のご質問でございます。一時借入金の補正、今回当初15億という事でしたが、2億ということで追加させていただきました。これは、本来町の事業というものは一般財源、更に国、道なりの事業を持ちまして、更にそれが足りない場合は町債ということで、借金でございますが、そういうものを持ちまして予算を、当初予算練ったものでございますが、この後に及んで当初予定していた資金繰りの関係でございますが、ちょうど上手く回転すればよろしいんですけども、たまたま今日の米バラ施設にみたい16億ともなる大きな大型事業がありまして、そういう事業につきましては補助金につきましても全て完成しないことにはなかなか入ってくるのが遅い、更にそれに伴う起債につきましてもやはり完成されてからでないと起債の申請がままならないと、どうしても12月、中には年明けてからそういう許可申請がくるものですから、どうしてもその間業者にその分を支払うというのがやはり金額が大きいなものですから、なかなか支払いもなかなかかなり厳しく調整しているんですけど、そういう事で今回やむを得ず2億円程の増額ということをさせていただきました。

その次に交付税でございますが、本来この場に、この時期に普通交付税も一応決定しております。更に特別交付税もこれから12月、明けて3月という事で一応予算はしてありますが、これは入ってこないことには分かりませんが、ただ当初予算に財源留保をしながら、これからの支出を見込んでいるものも実はあるものでございますから、今回先程橋場議員さんがおっしゃったとおり事業費に回せばそれは一番よろしいんですけど、やはり経費節減をしながら今回落としたというのでなくて、財源を留保させてもらったということで理解願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 町の施設だから私の方でお答え致しますけども、今も趣味であるとともに社会教育の一貫かなと思いますけど、例えば写真展、俳句、短歌もそうですし、それから絵の関係も展示して頂くことがありますし、これはやっぱり非常にその為にまた温泉に来てそれを見ていただく楽しみ、作品を作られる方はそれなりの見てもらったの価値があるというふうに思っておりますから、今も続けております。ただ、民芸品の関係では非常に上手く作られた時には持っていかれる責任をどうするか、そういうケースがないんです。ケースを作ればまた別ですけども、そうするとどういう程度の大きさなのか、これ等も恐らく初めてのケースなのでどういうケースを作っていくか、そこら辺の部分もまた絶えずどれぐらいの大きさでどうなるか、それは場所がないわけじゃなくてあのロビー、2階も含めて広い

所がある訳ですから、絶えずこう常時そういうふうに出してくれるのであればそういった事もまた考えられない訳でないというふうに思っておりますし、私はもともとあの長い廊下の中に作ろうかと思っただけでも、むしろあそこは外の風景が移り変わりするからあれはあのままで、やっぱり2階のフロアに飾っていくことがいいのではないかと思っておりますから、検討させていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 振興室長。

○振興室長（中村幸雄室長） ほたるの里への案内サインの関係でございますけれども、あの案内サインにつきましては平成5年から進められております、町並み整備のほたるの街灯と併せて設置させて頂いております。やはりあの案内サインにつきましても、日中のほたるの里に行く方は見やすいのですが、やはり日中だけがほたるの里に来るからでございますで、やはり夜なんかやはりほたるの里に入る方がどうしても道が分からないという方もなかにはおられます。やはり今これからも徐々にまた案内サインを増やそうとも考えておりますが、そういう方々の道しるべということからやはり電気を付けることによりまして、こう目がぱっといきましてスムーズに行けるかと考えて今つけてございます。それで電気料の関係につきましてはちょっとまだ調べておりませんが、そんな高いお金でないかと考えております。宜しく申し上げます。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 説明で一時借入について止むを得ないと思うんですけど、バランスをとるために減額ということで、地方交付税に、私言っているのは地方交付税増やせというのは地方自治体の国に対する要求なんです。それをバランス取るためにということになると、非常にその地方自治体の国に求めている姿勢とちょっとアンバランスな感じがするんです。ですからこれは仕方がないと、これ今別な事業に使ってしまったら将来入ってくるだろうけれども、新たな別なところに使えないということになるのかもしれないけども、そこをもうちょっと上手いこと出来ないのかと思うんです。どうもそのバランス取るために交付税減らしたというので、バランスをとったといたらどうも納得いかないんです。

それから案内板ですけど、あれ実際に見てもほたるの里分からないです。ただ書いているだけですから、どこどこ書いています。普通なら「あと何キロ」だとかそういう板に替えればいいんですけど、あれに書き入れて替えればいいんだけど、今の状態ではやはりそれは見て安心してここいきやいいんだなというふうにはならないような感じするんです。例えば緑町のところは行ったと、どっち行けども書いてないんです、ほたるの里と。向こうに行ったらあと何キロというのあるけども、あれだけでは分からないんです。だから、例えばずっと向こうに行ってしまうとやはりここからあと何キロというのは分かるんです。かえって開発でつけたあの大きなやつはいいんです。あういう板に替えて、して電気つ

けてもらうのならいいけど、今の状態ではやっぱりその案内板の役割果たしてないと、付け替えるという前に言ったでしょう、同じになっているんだよね。何とか検討して書き直すというようなこと言っていたのだけれども、金もかかることだけどせつかくなら本当に道しるべになるような板にしてもらった方が、するべきじゃないかと思うんです、せつかくつけたんだから、そういうふうを考えているんですけどどんなものでしょうか。

それと、あれは自分たちでちゃんと留守番もするしということだったんです。ですから、ただ外から来て「私、こういうものやっているので是非展示させてくれ」というのでなくて、大勢の人が泊まって会食もやっていてその人達のだから、だから僕はやっぱり他からもそれこそ無制限に来られたらそれ整理つかなくなるから、それは色々考えなければならんけど、そこへ大勢来て泊まってその人達がお願いしてもやらしてもらえなかったと言うんです。これじゃやっぱりちょっと問題あるなあと思うので、ひとつ考えておいて下さい。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 案内板の関係ですけれども、ちょっと予算書持ってきてないのであれなんです、当初予算で今ご指摘あったように非常に看板の意味がなしてないという部分に指摘がありまして、あの板に貼っている部分をほたる館というのを優先的に見れるようにしようという事で張り替える予算

を若干みております。ただ、全てがそれに対象になるというのはちょっと難しいようです。というのは、道路管理者と調整で作ったものでございますから、そのやれる範囲で回収していくというのは予算に計上しておりますので、早急にやりたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑、7番。

○7番（森井議員） 総務費の中で恵比島地区の国鉄精算事業団所有地購入をして減額になっているんですけども、当初ちょっと記憶にないんですけども、これを購入した時にあそこに何かを作る目的があって購入したものだっただけか、ちょっと記憶になかったものですかから質問します。

それと、衛生費の藤沢墓園東屋修理ということで160千円ですか、出ておりますけれども、何か聞くところによりますと雪の重みで支柱が曲がって何か壊れたとかという話も伺ってます。管理がどのようになっているのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

それと、教育費の中で海洋センター臨時職員ということでスポーツ指導員の減額なされておりますけれども、その以後減額ということは雇われていなかったということになるんですけど、それでも支障がなかったのかどうか、なければ問題ないんですけども何か問題があるのはいなかったというのはちょっと事故でも起きた時に困るかなという考えはあるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） まず最初の恵比島地区のJR精算事業団の用地購入でございますが、当初これは、今回は執行残というのは単価が下がったから落としたのと、まず目的でございますが、ちょうど昨年ぐらいからJR精算事業団もそれぞれ用地をそれぞれ売っております。ただ出来ることなら自治体ということで白羽の矢が立った、それで町と致しましてはたまたま駅の裏にそういう細長い用地がございまして、更にその向う側に昔の旧留鉄の用地を町が持っております。それで、その旧留鉄の用地は細長くて西と東にただ長広くだけしかこれございませんので、今回精算事業団から申込みのあった用地を買うことによってかなり長方形になって、今後町がこれから誘致企業、更にいろんな事業に展開出来るにもちょうど面積的にも都合がいいということで、格安に今回買ったその残ということで減額した次第であります。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 墓地にある東屋の修繕の関係なんですけども、私も民生課に来てまだ1年ぐらいなものですから、これも10年前ぐらいにも1度根元の方から雪の重みでかさがって修繕した経緯があるようでございますけども、今回墓地そのものに東屋必要でない、要らないのではないかとということでちょっと理事者とも相談したんですけども、壊すのに結構これもまた10万近い金がかかるものから、新しくするにしても何百万もかかるよということで、業者に見て頂いてもう1度ぐらいなら修繕が効くのではないかと話だったものですから、取り敢えず修繕をさせて頂くということで補正をさせて頂きました。それと、管理上は当然やっぱり春先に1度ぐらいは雪下ろしぐらいしなきゃならないのではないかと考えてございますので、ひとつ直しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 次長。

○教育次長（野原耕次次長） スポーツ指導員のことでございますが、これにつきましてはお退職されてちょっと採用はしておりませんが、その分につきましては職員の方で穴埋めを致しまして、大した支障もなく1年間終わっております。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再一 海洋センター、水泳、特に水の中ですので危険が伴わなければそれで良かったのかも知れないですけども、今後のその運営の中でどう考えているのか、考えて欲しいと思います。

それと、言い忘れたんですけど、きつねの捕獲用カゴ購入経費ということで計上になってますけども、これ現在新規に購入したのか、それとも新たに新しく購入したものか、何故かと言いましたらこれ町の中にも非常にきつねが今出て、苦情が出ているんです。それできつねカゴだったらどのような運用さ

れているか分からないのですけども、町の中にもこう設置できるかと、それで現在どのような考えで進んでいるのか、どれぐらいの数になっているのかその辺ちょっとお知らせしてもらえれば。

○議長（吉尾政春議長） 産業課長

○産業課長（矢野 潔課長） きつねの捕獲のカゴの購入補正でございますけども、1個約3万円程度で5個ぐらいをカゴを購入致しまして、これもきつね捕獲しやすいような色々工夫をしまして地元で出来れば作成も可能なので、既製でなくて新たにこう発注したなかで購入してそれぞれ捕獲の許可、その辺の関係がございますけども、その希望の希望者にそれぞれこの5個を運用しながら貸付をしていきたい。これ等につきましてはお知らせ版等の中で、また全町の中でお知らせをして利用をして頂ければと考えております。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再々ー それではきつね用の捕獲のカゴは5個しか購入されていない、これ過去にはなかったんですか、それとも過去にも何回かあってということだったんでしょうか。それとやはり猟友会の免許の関係もございましてと思うんですけども、町の中も是非これ駆除の対象に取り扱って欲しいなという考え方が住民の皆さんの中にあるようなところですから、何かと町の中にも設置できるような方法を考えて頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第9、議案第43号、平成8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（三上洋一園長） 議案第43号、平成8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成8年9月18日提出、沼田町長。

別冊の9頁、1番最終頁をお願い致します。失礼致しました。

平成8年度沼田町養護老人ホーム（和風園）特別会計補正予算（第2号）。平成8年度沼田町養護老人ホーム（和風園）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186,985千円と定める。

2項については省略致します。

平成8年9月18日提出、沼田町長。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第43号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第10、議案第44号、平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園長。

○旭寿園長（松田 剛園長） 議案第44号、平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成8年9月18日提出、沼田町長。

恐れ入ります、別冊平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）をご覧ください。

恐れ入ります、1頁をお開き下さい。平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）。平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256,806千円と定める。

2項につきましては省略させていただきます。

平成8年9月18日提出、沼田町長。

恐れ入ります、先程の一般会計の質問にありましたように若干ご説明申し上げます。8頁をお開き願います。

事業費の中の18節、備品購入費でございますが、先日のO-157等の関係で業務用の冷蔵庫を購入するものでございます。これにつきましては当初予算、450千円を計上してございまして、旭寿園とデイサービスが併設されておりますので、購入費に対し9対1の持分で、総体で450千円の計上を致しております。ですから、その10%ということでデイサービスの方の45千円を計上しております。これにつきましては、予算が通りましたらこれから購入をしたいということで考えてございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番。

○9番（野議員） 分かりました。ちょっと先程の養護老人ホームの580千円もちょっと分かりませんでしたので申し訳ございません。ただ、器具ですから冷蔵庫、冷凍庫というような物は、やはり大きなものだと思うので、出来たら沼田の商工会の中の電気屋さんもおられるので、そこらとも併せまして、見積り合わせかなにかになるかと思っておりますけども、そういうような事でひとつ購入をして頂きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第11、議案第45号、平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第45号、平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について

。平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成8年9月18日提出、沼田町長。

別冊でございますけども、平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。別冊の1頁をお開きになって頂きたいと思います。

平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成8年度沼田町国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ451,361千円と定めるものとさせていただきます。

第2項は省略させていただきます。

平成8年9月18日提出、沼田町長。

今回の補正の主なものにつきましては、医療費の適正化特別対策事業により、レセプト点検のため臨時職員1名を配置してございます。その臨時職員の社会保険料を計上してございます。財源につきましては、特別対策事業補助の中から交付されることになっております。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） この臨時職員の社会保険料、156千円払うということになれば当然職員を雇って職員の給料も払わなければならない訳ですよね。それは、前もって予算して組んでいたと、当初予算で組んでいたとしたら、これは当然社会保険もその時点で組まなければならないものだと思うんだけど、補助金がこないうちはかけられませんということだったのかどうかちょっとひとつ。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） レセプトの点検の関係で当初から臨時職員は使うことでは計上しておりました、賃金関係につきましては、社会保険につきましては、去年もそうですけど臨時職員の社会保険料かけなきゃいけないということで指導がございまして、4月からかけることになったんですけども、去年の当初から計上してなかったものですから、今回計上させてもらったということで。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 そうすると今までは、一応税金の控除の関係あってみんな幾ら以下で止めて休んだりなんかしてもらっていたんですね。そういう人達も全部社会保険かけるということになると、税金はどうなるのかということになるんです。その扶養者に外れていくのかどうか、他の人達も全部こういうふうになるということかどうか、臨時職員は。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） それぞれ臨時職員の方に希望とってございまして、扶養の～のない人、それから社会保険をかけてない人も若干いるようですけども、かけて欲しいという分につきましては本人の希望によりましてかけるという形になったと。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再々ー それなら今までと同じで、課長のいうあれでは指導があったので全部かけなきゃならんようなふうに聞こえたので、それじゃ今までと同じことです。で、私は前から臨時職員の失業保険も雇用保険もかけなさいということを書いて、そういう人によってはかけている訳でしょう。今のあれだったら、最初に言ったのは指導があったからということで全部、全員にこうかけるようなふうに聞こえたのだけど、どっちなんですか。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 今説明申し上げましたように、当初の予算の時には扶養控除の外れないようにということで給与、賃金の分だけを含めたんですけども、社会保険事務所でやはり公共団体がそういうことを率先してやっていることは上手くないということの指摘がありまして、言ってみると会計検査の対象にしますよというようなちょっとこう申し入れが、強い申し入れがありまして、私どもとしてもやっぱりそれは正常でないということで、一般会計の方はそれぞれは予算があったものですからそれでやり繰りしていたんですけど、国保の場合はそういう予算が組んでなかったものですから、今回のちょっと遅れましたけど補正をしたということで。その場合に、どうしてもその旦那さんの中の共済だとかそういうところに入っていたいという方が何人かいらっしゃるんです。それについてまでは強制的に移れということ言えませんので、それ以外の人については、支障のない方については全部社会保険に加入をしていただいたという、そういうことになってます。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第45号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。休憩を致します。

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

16時01

分

山本教育委員長・篠田収入役・吉田好宏議員 欠席

○議長（吉尾政春議長） 日程第12、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（篠田久雄町長） 同意第1号、教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求める。

この関係でございますけれども、実は植木和美委員がこの9月30日をもって任期満了となります。そこで植木和美さんは、実は経歴は北海道大学の大学院の修士課程を卒業したのが最終学歴で、その後に農業に従事しながら沼田町立沼田小学校のPTA会長、更にはまた昨年からは北海道農業士の農業指導士となりまして地域の農業指導にあたっていると同時に地域の信頼も厚く、また1期教育委員としても非常にこの教育に相応しい態度であった訳で、再度再選をお願い致したいという事であります。住所は高穂41番地、生年月日は昭和24年2月20日、47歳であります。

以上、宜しくご同意を賜るようお願い致します。

尚、この際付け加えて、これからのこういう人事の提案については今まで皆さんのところは空欄になっておりますが、今後は経歴書を付け、更にもう提案するわけありますから、この空欄にしないできちっとここを活字にしておく、そしてきちっとこれがこちらからの提案でありますから、そんなふうにさせて頂くことも併せてお願いを申し上げておきます。以上であります。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第1号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しま

した。

16時04分 久本教育長退

場

○議長（吉尾政春議長） 日程第13、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（篠田久雄町長） これも教育委員会委員の任命についてでありますけれども、この読み上げるのを省略させて頂きまして、現在教育長をしております久本博美さんがこの10月4日までの任期がありますが、昨年の6月1日から現在の助役の後任として皆さん方にご同意賜ったわけでありましてけれども、10月4日といえはまだその時に議会を開く予定もありませんので、現在提案させて頂きました。この在任期間中、非常に教育委員として非常に努力をして頂いております。そういったことで再度再選をお願い致したいという内容であります。住所は沼田町旭町2丁目2番11号、久本博美、昭和15年9月12日生の56歳であります。どうぞご同意賜りますように、お願いを申し上げる次第であります。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第2号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

休憩致します。

16時07分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

16時07分 久本教育長入

場

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の追加についてお諮り致します。只今、請願1件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第14、請願第4号、季節労働者冬期援護制度の延長、改善等を求める要望意見書の提出に関する請願についてを日程に追加することに決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第14、請願第4号、季節労働者冬期援護制度の延長、改善等を求める要望意見書の提出に関する請願を議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって請願第4号は、委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第4号は、採択すべきものと決定して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本請願は、採択すべきものと決しました。休憩致します。

16時08分

○議長(吉尾政春議長) 再開致します。

16時09

分

○議長(吉尾政春議長) 議事日程の追加についてお諮り致します。只今、意見案3件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第15、意見案第9号、道路特定財源堅持、高速道路等整備促進に関する意見書(案)について、日程第16、意見案第10号、季節労働者冬期援護制度の延長、改善等を求める要望意見書(案)について、日程第17、意見案第11号、学級削減反対、30人以下学級実現を求める意見書(案)について、以上、日程に追加することに決しました。

意見案の一括議題についてお諮り致します。この際、意見案第9号、第10号、第11号を一括して議題

にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって意見案第9号、第10号、第11号、を一括して議題とすることに決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第15、意見案第9号、道路特定財源堅持、高速道路等整備促進に関する意見書(案)について、日程第16、意見案第10号、季節労働者冬期保護制度の延長、改善等を求める要望意見書(案)について、日程第17、意見案第11号、学級削減反対、30人以下学級実現を求める意見書(案)についてを一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第9号、第10号、第11号を一括して採決致します。お諮り致します。本案は、原案どおり関係機関に提出することに決定して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり関係機関に提出することに決しました。

(閉会宣言)

○議長(吉尾政春議長) 本定例会の会議に付議された案件は、全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これにて、平成8年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

16時12

分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員